

平成31年 第3回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成31年3月1日（金）午後2時25分		
場 所	別府市役所 農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
次 第			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議事		
	<p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について</p> <p>報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用届後の事業計画変更届について</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について</p> <p>報告第3号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番	齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵
	3番	園田 喜久男	4番 恒松 直之
	5番	星野 賢一	6番 久保 賢一
	7番	浜川 和久	
欠席委員	0名		

出席職員	事務局長 小林 文明 補佐 吉田 悠子 主任 木元 佳子
	午後 2 時 25 分 開会
局 長	<p>只今より平成 31 年第 3 回別府市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の総会は次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長、挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>「農地利用集積・集約化に向けた定期検討会」と、「モデル地区設定推進会議」に引き続きでございます。</p> <p>改めまして、先月の 18 日より集落説明会はお疲れさまです。</p> <p>一人 2 地区くらい出ることになると思いますが、今回アンケートを作ってみました。</p> <p>最終的に出来上がったら、皆さんと検討し、個人集落で活かすように、今は出来ないとの意見が多いですが、このアンケートを活かすような取組みをして、来年はもう少し肉付けをして調査をし、地区で、農業委員会が主体であるのか、農林水産課にしてもらうのか、別府市と J A と一緒に協議して遊休農地対策をしていきたいと思っております。</p> <p>6 日まで集落説明会がありますので、ご協力をお願いいたします。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会議事は、お手元に配布いたしております議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」が 1 件、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」が 1 件、報告第 1 号「農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について」の、(1)「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」が 1 件、(2)「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 3 件、取消しが 1 件、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用届後の事業計画変更届について」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)」が 1 件、報告第 4 号「開</p>

	<p>発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が1件となっております。</p> <p>それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり議事を整理する」とありますので、会長よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議がないようでありますので、5番 星野委員、6番 久保委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>〇〇推進委員が対象でありますので、〇〇委員は退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。</p> <p>資料5をお手元に配布してございますので、ご覧下さい。</p> <p>別府市地図上の黄色丸でございますのでご確認下さい。</p> <p>議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>番号1番(新規)</p> <p>利用権を設定する者、別府市北中△組 〇〇〇〇</p> <p>受ける者、別府市内竈△組 〇〇〇〇</p> <p>区分、市街化調整区域及び農業振興地域</p> <p>利用権を設定する土地、大字天間字中ソノ△番 田(田)△m² 外△筆 合計△m²</p> <p>利用権の種類は賃借権、利用方法は野菜、期間は2019年3月1日から2024</p>

	<p>年 2 月 28 日、賃貸支払いは直接払いです。</p> <p>設定の理由、設定するもの、耕作困難なため。</p> <p>受ける者、新規に農地を借り受け、規模拡大を図りたい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第 1 号について、何かご意見はございませんか。</p>
久保委員	<p>もともと、9 月 20 日の農地農業相談で、〇〇推進委員がトマト栽培をするための、標高のある農地を探したいという相談がありました。</p> <p>天間地区でハウスの骨組みのみ残っていた農地があったため、紹介したところ、時間はかかりましたが、今回、利用権の設定に至りました。</p>
議 長	<p>ただ今、久保委員の補足説明がございましたが、何かご質問はございませんか。</p>
星野委員	<p>はい、この利用権の設定期間ですが、5 年後の終期がうるう年であるので、2 月 29 日になると思います。</p>
議 長	<p>改めて、終期を 2024 年 2 月 29 日に訂正をお願いいたします。</p> <p>農業をやっていただけるのはありがたいことだと思います。</p> <p>他に意見はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なし。</p>
議 長	<p>それでは異議もないようですので、議案第 1 号は、承認することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員の審議が終了いたしましたので、〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
議 長	<p>議案第 1 号につきまして、審議の結果、許可されましたので報告いたします。</p>
〇〇委員	<p>昨年学んだ、ミニトマトを作って行きたいと思います。</p>
議 長	<p>次に、議案第 2 号 農地転用届後の事業計画変更について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料 5 別府市地図上の、白黒の斜線丸でございますのでご確認下さい。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について、これは工事期間の延長申請です。</p>

	<p>番号1番 当初</p> <p>貸貸人の住所・氏名</p> <p>譲渡人、大分市明野西1丁目△番△号 〇〇〇〇、職業 会社員</p> <p>賃借人、東京都中央区京橋二丁目△番△号 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、職業 不動産開発業</p> <p>区分、市街化調整区域</p> <p>申請の土地、大字南立石字井手ノ内△番 畑(荒地) △m²、場所は堀田△組、南立石本町の〇〇から南西へ△m付近です。</p> <p>施設の概要は、バイナリー発電試掘用地として(一時転用) △m²、転用の時期、一時転用期間として 許可あり次第～平成30年11月まで。変更後の目的はバイナリー発電試掘用地として変わりませんが、今般の事業計画変更申請により、一時転用期間として当初の平成29年11月22日から平成31年11月21日までの申請が提出されました。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第2号について、何かご意見はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>2月20日に事務局と現地調査に行きました。</p> <p>試掘の造成は終わっていましたが、掘削はまだ今からのようでした。</p> <p>バイナリー発電をするのかしないのかの判断のためにも、試掘を早く終わらせた方がよく、期間の延長は仕方がないのかと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、佐藤委員の補足説明がございましたが、他にご意見はございませんか。</p> <p>当該地区で一時転用があった場合は注意していただきたいと思います。</p> <p>事務局も一覧表を作って、管理して頂きたいと思います。</p>
各委員	意見なし。
事務局	<p>期間延長の原因ですが、温泉掘削方法の検討と資材等の選定に時間がかかりすぎた。資材の納期が遅れた、という理由でした。</p>
議 長	<p>それでは異議もないようですので、議案第2号は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告につ</p>

いて事務局より一括説明を求めます。

事務局

資料 5 別府市地図上の、農地法 4 条を青色丸、農地法 5 条を緑色丸の場所
でございますのでご確認下さい。

報告第 1 号、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届

番号 1 番

申請人 別府市大字北石垣△番地 ○○○○、職業 無職

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字北石垣字円通寺△番 田（雑種地）△m²、場所は上人西
町△組、○○の北側になります。

施設の概要は自己住宅用地の一部及び駐車場用地として現況のまま△m²、転
用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 31 年 2 月 1 日。

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

番号 1 番

貸付人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業 農業

借受人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業 無職

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字蓮台寺△番 畑（雑種地）△m² 外△筆 合計△m²
場所は竹の内△組、○○から西へ△m 付近です。

施設の概要、自己住宅用地として木造瓦葺 2 階建 145.2 m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日、平成 31 年 1 月 25 日

番号 2 番

貸付人 別府市大字鉄輪△番地 ○○○○、職業 無職

借受人 大分市大字市△番地 ○○○○、職業 会社役員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鉄輪字宮園△番 田 (畑) △m²

場所は北鉄輪△組、〇〇から北へ△m付近です。

施設の概要、自己住宅用地として木造瓦葺平家建△m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 31 年 1 月 28 日

番号 3 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 主婦

譲受人 別府市駅前町△番△号 〇〇〇〇外 1 名、職業 会社員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字上ノ原△番 畑 (畑) △m²

場所は大畑△組、〇〇から南東へ△m付近です。

施設の概要、自己住宅用地として、木造平屋建、95 m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 31 年 2 月 6 日

番号 4 番 (取消し)

当初譲受人がお 1 人でしたが、都合により 2 人にするという事で 4 番を取消し、番号 3 番を提出されました。

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 主婦

譲受人 別府市駅前町△番△号 〇〇〇〇 職業 会社員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字上ノ原△番 畑 (畑) △m²

場所は大畑△組、〇〇から南東へ△m付近です。

施設の概要、自己住宅用地として、木造平屋建、95 m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 30 年 12 月 12 日、取消年月日、平成 31 年 2 月 6 日です。

以上です。

議 長	<p>報告第1号については、報告事項でございますので、ご了承下さい。</p> <p>次に、報告第2号「農地転用届後の事業計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料5 別府市地図上の、紫色丸の場所でございますのでご確認下さい。</p> <p>報告第2号、農地法第5条第1項の規定による農地転用届出後の事業計画変更届について、こちらも、工事期間の延長届です。</p> <p>番号1番</p> <p>賃貸人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業 無職</p> <p>賃借人 東京都港区芝二丁目△番△号 ○○(株) (代)○○○○、職業 再生可能エネルギー事業</p> <p>土地の区分、市街化区域</p> <p>届出の土地、大字鶴見字岡△番△ 田(田) △㎡の内△㎡</p> <p>場所は小倉△組、○○から北西へ△m付近です。</p> <p>施設の概要、市道拡張による仮設道路設置用地として(一時転用)、土のう積み及び鉄板敷き、△㎡の内△㎡</p> <p>転用の時期、当初一時転用期間は受理通知書受領後から平成31年1月末までから変更後は平成31年3月末までの期間延長です。</p> <p>専決年月日、平成31年1月29日</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。</p>
神尊委員	<p>前質問しましたが、地目変更をするのは法務局の問題だということですが、個人が地目変更しないままの農地について、もう少し厳しく出来ないのですか。</p>
議 長	<p>事務局で説明して。</p>
事務局	<p>はい、今回のように市街化区域で何度も転用の届けが出ることがございますが、許可ではなく届出の区域ですので、届けを受けないことは出来ません。</p> <p>受理通知書を出すときに、地目変更をするようにとの文書を一緒に発送していますが、強制力はありません。</p>
議 長	<p>その問題は6ページの一時転用許可の事業計画変更届とは別の問題ですから、また後で事務局から説明を受けて下さい。</p>

	<p>その他質問はありませんか。</p>
各委員	<p>質問なし。</p>
議長	<p>報告第3号についても、報告事項でございますので、ご了承下さい。</p> <p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第3号</p> <p>農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）</p> <p>番号1番 申請人の住所・氏名</p> <p>賃貸人 別府市小倉△組 ○○○○</p> <p>賃借人 玖珠郡九重町松木△ ○○○○</p> <p>土地の区分、市街化区域</p> <p>届出の土地、大字鶴見字上サ△番、田（畑）△㎡、場所は小倉△組です。</p> <p>理由、合意による解約です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。</p> <p>報告第3号についても、報告事項でございますので、ご了承下さい。</p> <p>次に、報告第4号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料5 別府市地図上で、水色丸の場所でございますのでご確認下さい。</p> <p>報告第4号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について</p> <p>番号1番</p> <p>申請人の住所・氏名 大分市萩原四丁目△番△号、○○(株)○○支店 支配人○○○○</p> <p>開発区域の位置 大字別府字野口原△番 △㎡、場所は野口原で、○○の南になります。</p> <p>都市計画区域及び用途区域、市街化区域、第2種住居地域です。</p> <p>開発目的、宅地分譲51区画です。</p> <p>事務局の所見、申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。</p>

